

財務省告示第四百三十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、

平成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第二十二

回）

二 発行の根拠 平成十四年度における財政運営

の法律及びそ 関する法律（平成十四年法律第

の 二十号）第二十一条及び財政

融資金特別会計法（昭和二十

六年法律第一百一号）第十一条第

一項

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けられた申込みの募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

四 募入決定の

方法

イ 価格競争

入札発行

各申込みのうち応募額の低い

ものからその応募額を順次割

り当てる。その応募額を案分

により

各申込みの応募額を案分により

非競争入

口



の払込み

は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を、次の算式により算出した金額に、八号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 0.3 \times 61}{100 \times 365}$$

(二)

次に掲げる国債について、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人の適用を受けた金額を乗じた金額を控除することができる。

イ 発行時に、登録(一)に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四号)第二十五条第二号に規定する一括登録をいう。以下同じ。がされて、国債の利子に係る所得税が源泉徴収される者の記名による登録されるもの。その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。八 発行時に、登録(一)の発行時において、登録(一)の発行時において、所得税

十二 初期利子

法第十條、第十一條若しくは  
 法第七條、第六條第一項又は  
 租税特別措置法第四條、第  
 四條の第二項に若し  
 第四条の第三項に規  
 定する第九條の第三項に規  
 定する利子の非課税に係る  
 要件を満たすものを除  
 く。）。  
 平成十五年三月二十日を支  
 払う。式により算出した  
 金額を支払う。ただし、期  
 金の銀行休業日に当たるときは、  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う。以下、  
 次号及び第十四号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年の三月二十日及び九月二十日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。

十四 償還期限

平成十九年九月二十日  
 額面金額百円につき百円

十五 償還金額

日本銀行本店、支店、代理店、  
 国債代理店及び国債元利金支払

十六 払場所

取扱大臣並びに通知を受けた者  
 取扱大臣並びに通知を受けた者

十七 払込期日

平成十四年十一月二十日